

二等ナリトス、又親王宣下ト云フコト始マリテ後、親王トナリテ即日太子トナリ給ヒシハ
二條天皇是ナリ、其他前後兩朝、又ハ數朝ノ間太子トナリ給ヒシハ、天智天皇、聖武天皇及ビ
草壁太子ニシテ、先朝ニ儲君トナリ、後朝ニ太子トナリ給ヒシハ、後桃園天皇ナリ、又光仁天
皇ノ、先帝崩後太子トナリ給ヒシ如キハ、極メテ異例ナリトス、

皇太子ヲ立テ給フニ當リ、時ニ爭ヒナキコト能ハズ、清和天皇立太子ノ時、惟喬親王ノ争ハ
レシガ如キ、圓融天皇立太子ノ時、爲平親王ノ争ハレシガ如キ是ナリ、之ニ反シテ淳和天皇
ノ皇子恒世親王ノ如キハ、上表シテ太子タルヲ固辭セラレシモノナリ、又太子ニシテ儲位
ヲ辭シ給ヒシハ、小一條院ニシテ、太子ニシテ帝位ニ即クヲ辭シ給ヒシハ、菟道稚郎子、及ビ
仁賢天皇、天武天皇等トス、又太子ニシテ自ラ敗亡シ給ヒシアリ、木梨輕皇子是ナリ、其他廢
太子アリ、孝謙天皇ノ太子道祖王ハ、淫縱ナリシカバ廢セラレテ諸王トナリ、光仁天皇ノ太
子他戸親王ハ、其母井上内親王ノ大逆ニ坐シテ庶人トセラレ、桓武天皇ノ太子早良親王ハ、
專恣ニシテ幽流セラレ、嵯峨天皇ノ太子高岳親王ハ、御父平城天皇ノ亂ニ坐シテ廢セラレ
シカバ、出家シテ入唐シ、仁明天皇ノ太子恒貞親王ハ、伴健岑等ノ亂ニ坐シテ廢セラル、其他
光嚴天皇ノ太子康仁親王ハ、後醍醐天皇ニ廢セラレ、後醍醐天皇ノ太子成良親王ハ、光明天
皇ニ廢セラレ、崇光天皇ノ太弟直仁親王ハ、後村上天皇ニ廢セラレ給ヒシガ如キ是ナリ、凡
皇太子ノ待遇ニツキテハ東宮坊ノ事ハ官位部東宮職ニ、供給ノ事ハ封祿部ニ詳ナリ、
皇太子ノ御寢ニ侍スルモノニハ、妃アリ、女御アリ、更衣御息所アリ、並ニ此ニ附載ス、

名稱

〔日本書紀神武〕

四十有二年正月甲寅、立皇子神渟名川耳尊爲皇太子。

〔古事記傳二十六〕漢國にて、王の位を嗣ぐべく定めたる子を皇太子と云、故に其字を取て、日嗣